

栃木県青少年健全育成条例の一部改正の概要について

1 改正の趣旨

スマートフォンの急速な普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、青少年が自分の裸体等を撮影させられた上、メール等で送信させられる被害、いわゆる自画撮り被害が全国的に増加しています。

青少年の判断能力の未熟さに付け込まれるなどして送信させられた画像は、インターネット上に流出する危険性が高く、一度流出した画像は、回収が不可能であり、将来にわたって青少年を苦しめる要因となることから、自画撮り被害を未然に防止する必要があります。

こうした状況に鑑み、青少年の健全な育成を図ることを目的に、次のとおり条例の一部を改正しました。

2 改正の概要

- (1) 青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等[※]の提供を求めてはならないこととします。

※ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2条第3項に規定する児童ポルノと同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。

- (2) (1)に違反した者であって、次のいずれかに該当するものに対する罰則を設けることとします。

ア 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

イ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

3 施行期日

令和3年7月1日